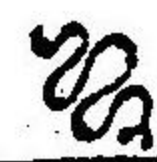


一草

全



道草の條
 夫婦の起源の條
 天野なる道よて草木鳥獸虫魚悉く雌雄有
 りざるものなく萬物の生々して終古止さる
 この故なり抑夫婦の人情の基本として萬業の
 最始なれば互又貞實よして相助け相親しむを
 常の務とすべし伊邪那岐伊邪那美の二神立な
 らびまして國土を生産し萬物繁殖する本をな
 し玉へるをとしめ大國主神の須勢理毘賣命を

嫡后として終に大業をなし遂げ玉ひ御歴代の
天皇の天下を治め給ふも必ず後の政なくして
善からしと詔玉ひて皇后を立玉へる類是男女
立ならびて萬の事業を勤むるを要務とする謂
なまば則夫婦ハ人倫の規則として大業をなし
玉へる大神等の神なめらの御教化又因る事な
りこれよりて臣民も妹脊の道を亂らず萬業
の最始を正しくし子孫蕃息の基を起し家業榮
昌の地城開くべしされば男女の情態ハ子を
また設けさせ玉ふ神とありと見え若きより

老に至るまで我しらに子をうみいたす事なれ
ば子の生るゝ神の人を役して作らせ玉ふよ
り人力又非る事いふ及とす故又世は死ぬる
より生るゝかたの多きハ造化の制度としてと
伊邪那美命の御言を伊邪那岐命の詔直し玉へ
る又よる事なまばるの御言ハ天地のあらむ限
末の世まで動あさる御言よして日本も漢土も
西洋もいつくも死ぬる人より生るゝ人のほ
きなりかくのこどく子をあまた生しめ玉へる
よつきてはるの情態の止まざるまゝと思ひの

外なる淫行いんかう及ふものもなきよしありねば女をんが
 の更なり男をとこも謹むべき限りなまされば女をんがと生う
 きて夫をらを持たざるものも世よの事ことなると
 うれも亦また女の道みちよかなとせず女をんがの男をとこよまみえて
 夫をらの血筋ちぢんを傳つたふるが女をんがの役やくよて一いつ夫をらの子こを
 またうむは女をんがの譽ほまとすべきものなれと若わかく
 して夫をらよわられ姑しよご又睦むつしあらずして別わかるゝ類たぐひ
 もありて再三さいさん夫をらの事ことありともるの夫をらよ
 つきろふ間あひだの淫行いんかうなく節義せつぎを守まもらるゝ貞女ていぢよの体てい
 ありと云ふべし

父子の條

親子おやことなるは幽冥いゆうゐいの契ちぎよて顯露けんろの契ちぎよあり
 ず世よの養父いようふ母は養子いようしといふは顯露けんろの契ちぎよて親子おやこ
 となるものなりこれよまた契ちぎをなしては實父じつふ
 母はよかはらずこれよよく仕つかへ養父いようふ母はもまた實じつ
 子の如ごとくこれを知しるはとむべきなり抑おさ父母ははふちの我われ
 をうみ我われを育そだてるのうへ又我われをねもふ心こころいあ
 るも深ふかきればるの恩めぐみよ報はぐらせむよ身みを慎つしみて
 父母ははふちの心こころを安やすめらしめんとを務つとめて忘わするま
 しきなりこと又父母ははふちの子この人ひと又誹そしらるゝ惡にく

まるゝを心こころ苦くるしく口くち惜おしく思おもふものよて人ひとよ譽ほめ
 られをうばはたさるゝを悦よろこぶものなれば子こたる
 者ものよ男女おんな共ども又また忠ちゆう貞ていを教おしふる父母おやの要あつ務む又また
 して世よ又また我わが子この不ふ忠ちゆう不ふ貞ていを悦よろこぶ父母おやの要あつ務む又また
 又またろの君きみ又また忠ちゆうを盡つくしるの夫をう又また貞ていを盡つくす事こと孝かう道だう
 の要あつ旨しなりさて神おん武ひ天てん皇わうの御み紀き又また申まを大たい孝かうとい
 ふ事ことあるこの天てん皇わう天てん祖その御み心こころをつぎ大たい業げふを
 はしめ亂らんを越こち國くにをよさめ玉たまひて天てん祖そをまつ
 らせ玉たまふ天てん皇わうの大たい孝かうといふものなれば臣しん民みん
 の子こ孫そんも先せん祖その心こころをつぎるの業げふを盛さかりし身みを

たて家いへを治をさむるいろのほどくよあるべき孝かう
 なり就こ中ちゆう童わらわのとき或あるは壯わかせ年としよなりて養やしなとれて
 人ひとの子ことなるもあれと天てん性せい真まこと又また孝かう心しんをためへ
 さる人ひとの養やしな父母おやよ仕つかふるも真まことの父母おや又また仕つかふる
 事ことと替からぬものなるを真まことの父母おやよさへあさま
 しきまて不ふ孝かうの人ひとあるは鳥とり獸けだものも劣おとるもの
 といふべし鳥とり又また反はん哺ぼの孝かうあり鳩はとよ三さん枝しの禮れいあ
 るは更さらよいとす禽けだもの獸けだものも其その飼かひ主ぬしを覺おぼえて其その恩おん
 又また感かんずる情なさけあるをまして人ひとの子ことして父おや母ははの
 大たい恩おんを忘われ鳥とりも獸けだものも劣おとりてあらば玉たまも

黄金こがねもあへぬ父母おやのことゝるいかま悔くしく
いかま口くち惜なしからましよく身を慎しみよく行おこ
を正すべきなまり

兄弟の條

父母おやの子こ先さき又また生うまるゝを兄といひ後のち又また生うまるゝを弟
といふ故ゆゑ又また父おや母ははの上うへより見る時又また先せん後のちのけち
めのあれとも皆みな同おなし子又また愛あい又また甲あつ乙おつなげれば子こた
らんもの又また父おや母ははの心を心として互たがひ又また睦むつび親し
むづきなりともば兄あに又また家いへをつぎ弟又また別べつ又また一いつ家か
をたて或又また他たに人んの家跡せき又またつくものなまとば同おなし

子この中なか又また兄あにと生れ弟と生またる長幼えう先せん後のちのけ
ちめを思ひて兄あに又また弟おとの及ぶさる處を教へて世よ
まうしるくらき事無ならしめ弟又また兄あにの漏らせ
る處を助げて人ひと又また侮あはれらる事無ならしむる又また
兄あに弟おとの務なりとる又また大おほ國くに主ぬし神のかみの少彦ひこ名な命のみことと御
兄あに弟おととなり玉ひて御み心こころを睦び御力ちからを合せて國
土に布つ經けい營えいし世又また無なくて叶かとぬ事こと物ものをなし調へ
玉たまへる又また神かみならひて兄あに弟おとたらんもの又またろの務つとめ
をなし得べき事ことなり昔むかしより兄弟あにをとらあらと
云いふも同おな服ふく一いつ体たいの義よて親しん族ぞく家か族ぞくの中なか又またもら

きて近親の由の稱なとゞ恒と對居て事業をな
はる也然ればたとひ黄金千箱五百箱ありとも兄
弟少き人の寡福よして兄弟たほきい洪福
たる事を悟るべし然とて兄弟の多きもの多き
よつけて心々の事も出来るものなれと兄の位
を守り弟の當務を欠あされば互よいとある
の事の有ぬとをももの争ひの發るべからずきづて
争ひ人の惡よ己もましとるよよりてたこるもの
なれば人の惡しくとも己に正くして人の惡に靜

よ諫め己の惡の改むべし然とゞ兄弟互に相
助けて國の爲家の爲又勉むべきものなるを世
又之反して睦しからぬまよ交をさへ絶
て他人よりも一き持離とたるもある不正
の事いつと在りとも互に兄と生れ弟と生
とたる身上のけちめを忘れたるものなればよ
く兄弟の本分をありみてあらたむべしこと
よ親の心よなりて見よ兄弟中よあらぬをいあ
とありか口をしく歎く事ならむ親の心を痛め
苦ましむるよ不孝なれば兄弟睦ましあらぬ

とりも直とす不孝のものといふべし世は獨
子なるものもありて萬の事心細く世を渡る人
とへあるを兄弟にほき互に相助けて心を同
しくし力を合せたらむ是より固く是より頼
みよなるものなあるべければ諺よいとゆる
兄弟武者よ鬼も敵せぬと云ふ如く同心協力
して國家の干城とならん事を常の心得とすべし
朋友の條
人々の相助け睦ぶべきものよてろの神の賦與
し玉へる本分の性なれば縁なき人よも親しみ

睦ぶなり縁なき人よ睦び親しむを朋友といふ
狭くいふ時に郷里同志のものをいひ廣くいふ
時に天下の人悉く友となるなり抑大國主神の
少彦名神と兄弟となりて力を合せ心をむつび
て天下を経営しませるも實に朋友の大義なり
阿遲志伎高日子根神の我に愛しき友なむとる
とも又朋友の道とも玉へる事ありて天若日
子の死を吊ひ玉ひしに親しみの極みなり死に
神も人も思むものなるよ夫をしも吊ふに親し
みの深きことと思ひやるべし人の情は日本も漢

も西洋も同じく異なる事なげき詞は通と
 ぬ國人も親しみ睦びてこれ心の誠はよく徹
 るなりとの親睦の情を段々と廣ら推及せば世
 界の人ば悉く朋友ならぬいなし既に友の親も
 有ては我よ余れる人の用も充て我よ不足な
 る人又求むるの相扶くる試なむ萬國互に
 交りて功を通とし事を易ふるこの人情より
 ねこれるものなりさて友といふ義の俗も取持
 といふ詞やあて友といふ事又てこの本の相共
 ん心を同じくし親しみつゝ相輔ふるよりねこ

れる名なりされば朋友の相扶け相議りて君の
 御爲國の爲も力を盡すべき要道又て天下も關
 べあらざる道なるあ故に支那も友も交はるよ
 信を以て来る教あり西洋も愛友の道ありいつ
 れの國も同じ事なら日本も言靈の幸と
 ふ國も助くる國もいふなれば殊も信義を
 厚くして君の御爲世の爲も人と契りし事はい
 つくまでも徹すべきなりささと人の心輕薄よ
 移りて言のまよくいふ世と成りしより今の世
 假初は契かりろめも信を失なふもの多きを

其の早く改めたき事なりされと己の悪を知りて直にいと難し己の善とたれもふも他より見ても以悪き事あるものなまば友の本義のまよよ善事のすゝめて扶け悪しき事の諫めて止むるを旨とし共よ悪をなして公よ免されぬ黨とならんことを互よ恐を謹しむし

君臣の條

國の建方の國よりて異なりと雖とも何れの國よても君主統領ありて國民の皆の命令を奉して従服する事一なり然れとも世襲の君主

あり撰立の統領あり世襲の君主の其職を子孫に傳へ撰立の統領の年限を定めて國民の上よ位し年限畢まば又もとの平民となるものなり是亞米里加合衆國等諸國の國体よして我大日本は之と反し世襲の君主國なり然れば日本は天壤無究の君主國たる國体を辨へ天壤無究よ變りせ玉はぬ君上を先祖代々より此末子孫の萬々世までも載き奉らむ事を以て此大義を忘るべからざるを常の心得とすべし抑我君上の御元祖瓊々杵命の天下の君主と立玉

へるハ神世より人世よりうつれる始まつるの時
寶祚無究の神勅ありて君道定まると雖も
今一層の本をたす時の天地の初よりしてた
あさせ玉ふべあらぬ事定まりて有しなり其
ハ宇佐八幡宮の神勅又我國ハ天地の初より以
來君と臣と定まりき臣をもて君とする事ハ未
曾て有らずと詔玉ひ又孝徳天皇の詔又惟神我
子天下治看せとことよとし奉りき是を以て天
地の初より君とます國なりと詔玉ひ天智天皇
の詔又天地開闢より君臣の初あるを賊黨と

きて起る所をしらしめ玉へば賊黨の忽ち又畏
み服ひし事なとあるを以て辨ふべし然れば寶
祚無究の神勅いちらしく君のいつも君臣ハい
つも臣よてかくのことく上下の約束あはる事な
き國ハ萬國ある事なげとば此神勅を守りて
民を治め玉ふハ天皇の大孝との神勅を奉して
君よ仕ふるハ國民の大忠と云ふものよて此心
を以て今の國民ハ今の天皇よつあへ奉るべき
なり此外又主従の契といふ事ありて人を使ひ
て事を委ぬるよつきてハこの契をなして心を

堅むる事あり然れば一年半季の従者もほとく
よ忠心の誠のためはず主従の契をなせるあり
わらの主人よ勞づき仕ふべきなりまして世の
初より君とたち臣と定め祖先以來其國恩を浴
する身よして君上の爲よ忠を盡さざる理あら
んやされば假令一日の雇人足まてもろの日々
其主人なれば雇ひし人の爲を思ふに忠臣の体
を備へたるものといふべし

跋

奥山のねとるの下も五百重波とがせり島も道
ひらげ行今の御代よしあれば薪とり炭やく山
賤も正木のあつらうちとつて教のもちよあり
つらひ海布かり塩やく海士も釣する糸の一す
ちよ神ならんと心とすまよく杵築の浦よよ
る波のいやますくよ磯山松のなひきよらぬに
あらひなん那をりけるされ露としのよよ櫻木
よ匂はせたる教の書も芳野の山の花の木本より
もしげく朝日よ薫らふなしてたほく咲出たる

ろいとうとしきとよ我千家大教正の道よい
ろしみいたつき玉へるいふも更よて或はた
とるか下をかきわけて神ならふあとをしらし
め或は藻屑のみかきつむ海邊またちてうまし
道を教へ玉へるよりのちりとよ講説のはし
くさつましるしにかせ玉ひつるあいつしあ
とかく一卷となりよけれの同しくは廣く世よ
あらはしてみ山のたとるふとなつみわたつみよ
たよふ海月のゆるへ定めぬ山賤海人の子ら
あ心をして神ならばしむる道の一草よとつ

み出たるよなん然れとあきつとし玉はぬ隈し
多けれの中々の人まとはしのしるへならんと
つよましうたもほほものあら其はたひすあひ
千草八千草猶つみ出んと請ひまをしてなむ
吉川賢太郎

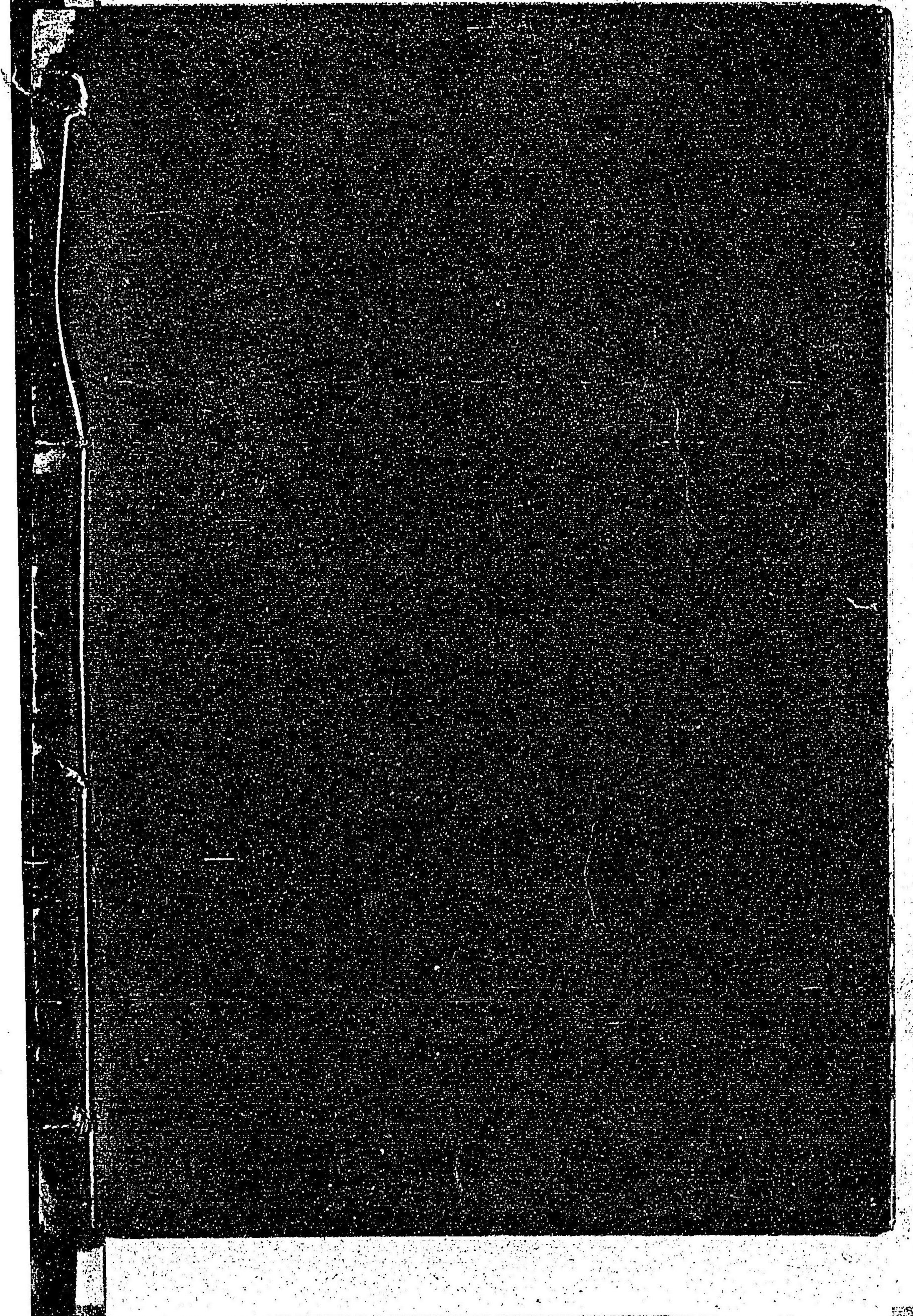
明治十年三月廿三日 版權免許

著者版主

千家尊福

島根縣出雲國神門郡
杵築村住

定價四錢



特43

530



014649-000-8

特43-530

道の一草

千家 尊福/著

M10

ABB-1081

